**利用上の注意（用語の解説）**

**１ 学校調査・学校通信教育調査**

1. 年齢は平成28年4月1日現在の満年齢である。
2. 学校数には分校及び休校中の学校を含む。
3. 学 級 種 別

ア　：同一学年の児童生徒のみで編制している学級

イ　：２以上の学年の児童生徒で編制している学級

ウ　特別支援学級：学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編制している学級

1. 教員の「本務者」とは、当該校を本務校とする常勤(フルタイム)の教員のことで、「兼務者」とは本務者以外の者である。職員の「本務者」とは、常勤の職員または勤務条件が常勤に準ずる職員のことである。
2. 中高一貫教育校

ア　中等教育学校：前期課程(3年)及び後期課程(3年)からなる修業年限6年の学校

イ　：学校教育法第71条の規定により、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態

ウ　：学校教育法施行規則第75条及び第87条の規定により、簡便な高等学校入学者選抜を行い、同一また

は異なる設置者による中学校と高等学校を接続する形態

1. 高等学校通信教育は独立した項目として扱い、「高等学校」には含めていない。
2. 義務教育学校は、学校教育法の改正により、平成28年度に創設された学校種であり、平成28年度から調査実施

**２ - 中学校、高等学校、中等教育学校（前期・後期課程）、特別支援学校(中学部・高等部) -**

1. 高等学校等進学者：

高等学校(本科(全日制､定時制､通信制)・別科)、中等教育学校後期課程(本科(全日制､定時制)・別科)、高等専門学校及び特別支援学校高等部(本科・別科)へ進学した者(進学者のうち就職している者を含む。)

(2) 大学等進学者：

大学(学部・別科)、短期大学(本科・別科)、大学・短期大学通信教育部、放送大学、高等学校(専攻科)及び特別支援学校高等部(専攻科)へ進学した者(進学者のうち就職している者を含む。)

1. 専修学校(高等課程)進学者：

専修学校の高等課程へ進学した者(進学者のうち就職している者を含む。)

1. 専修学校(専門課程)進学者：

専修学校の専門課程へ進学した者(進学者のうち就職している者を含む。)

1. 専修学校(一般課程)等入学者：

専修学校の一般課程(高等学校卒業者では高等課程を含む。)、各種学校へ入学した者(入学者のうち就職している者を含む。)

1. 就職者（正規の職員等でない者）：[高等学校（全日制・定時制）、中等教育学校（後期課程）のみ]

　　雇用契約が１年以上かつフルタイム勤務相当の者

1. 一時的な仕事に就いた者：[高等学校（全日制・定時制）、中等教育学校（後期課程）のみ]

臨時的な収入を得る仕事に就いている者であり、雇用契約が1年未満又は短時間勤務の者

1. 左記及び不詳･死亡以外の者：

外国の学校への入学、家事手伝い、アルバイト（上記(7)の該当者を除く）、病気療養中、自宅浪人、専修学校・各種学校以外の予備校や学習塾に通っている者等、卒業後の状況は明確であるが他のどの項目にも属さない者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (9) 進 学 率 | ＝ | 進　学　者　総　数 | × 100 |
| 卒　業　者　総　数 |
| (10) 卒業者に占める | ＝ | 就職者総数(進(入)学者のうち就職している者を加えた全就職者数) | × 100 |
| 就職者の割合 | 卒　業　者　総　数 |

**３ そ　の　他**

1. 「 ― 」　：　皆無又は該当数値なし　　／　「 … 」　：　数値出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合　　／　「 △ 」　：　負の数
2. 「年度間」：　4月1日から3月31日までの1年間
3. 百分率の表章は単位未満を四捨五入したので、構成比の合計は100％にならない場合がある。
4. 表中の単位(校・園・人等)は省略している。
5. 統計表中、市区町村の順番は総務省が告示した標準コードの順による。
6. この報告書は、平成28年度学校基本調査の結果を神奈川県が独自に集計したものである。

**調 査 の 概 要**

学校基本調査（基幹統計調査）は、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて、文部科学省が所管し毎年実施している調査で、平成28年度調査の概要は次のとおりである。

**１　調 査 目 的**

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

**２　調 査 対 象**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、並びに同法第124条に定める専修学校並びに同法第134条第1項に定める各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に定める幼保連携型認定こども園である。

なお、国立の諸学校は文部科学大臣が直接調査している。

**３　調 査 期 日**

平成28年5月1日現在

**４　調査の種類、主な調査事項及び調査の方法**

【学校調査】……………… 学校数、学級数、在学者数、教員数及び入学者数

【卒業後の状況調査】…… 卒業者の進路状況（中学校､高等学校､中等教育学校、特別支援学校(中学部･高等部)に限る｡）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 文部科学大臣 |  |  |  | 公立及び私立の高等学校(通信制の課程のみを置く学校を除く。)及び中等教育学校の長  都道府県立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校の長 |
|  |  |  |  |
|  |  |  | 市町村立及び私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校の長 |

【学校通信教育調査】…… 学校数、生徒数、教員数、入学者数及び卒業者数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 文部科学大臣 |  |  |  | 通信制の課程を置く高等学校及び中等教育学校の長 |

【学校施設調査】…… 学校の土地及び建物面積（私立学校及び公立の幼保連携型認定こども園、専修学校､　　各種学校に限る｡）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 文部科学大臣 |  |  |  | 都道府県立の幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校の長  私立の高等学校及び中等教育学校の設置者(大学・高等専門学校に係るものを除く。) |
|  |  |  |  |
|  |  |  | 市町村立の幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校の長  私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校の設置者(大学・高等専門学校に係るもの、高等学校及び中等教育学校の設置者を除く。) |

【不就学学齢児童生徒調査】…… 就学免除者数、就学猶予者数、1年以上居所不明者数及び死亡者数

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 文部科学大臣 |  |  |  |  |  | 市町村教育委員会 |